

掛川市公告

森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）附則第5条第1項の規定により掛川市森林整備計画を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第4項で準用する第6条第1項の規定により公告し、掛川市森林整備計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、掛川市森林整備計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、掛川市長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成24年2月3日

掛川市長 松井三郎

1 期間

平成24年2月3日から平成24年3月3日まで

2 場所

掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所農林課

3 時間

午前8時30分から午後5時15分まで